

【議題】（２）大牟田市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）について

1. 趣旨

大牟田市国民健康保険条例の付則第2条において、「新型インフルエンザ等対策特別措置法 附則第1条の2（新型コロナウイルス感染症に関する特例）に規定する新型コロナウイルス感染症に感染したときは、傷病手当金を支給する。」としている。

こうした中、新型コロナウイルス感染症に係る対策の推進を図るため、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」が一部改正（令和3年2月13日施行）され、附則第1条の2の規定が削除されたことから、大牟田市国民健康保険条例の一部を改正するもの。

2. 改正の内容

(1) 新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正

改正前の「新型インフルエンザ等対策特別措置法」では、新型コロナウイルスについて、同法附則第1条の2で「新型コロナウイルス感染症に関する特例」を規定し、新型コロナウイルス感染症を同法第2条第1号に規定する「新型インフルエンザ等」に該当するものとみなしていた。

今回の改正では、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第6条第7項に規定されている「新型インフルエンザ等感染症」の定義の中に「新型コロナウイルス感染症」を加える改正が行われたため、新型インフルエンザ等対策特別措置法 附則第1条の2の規定が不要（削除）となったもの。

(2) 大牟田市国民健康保険条例の一部改正

（大牟田市国民健康保険条例の付則第2条）

上記のとおり、引用箇所が削除されたことから、一部改正を行うもの。

なお、改正条文の新型コロナウイルス感染症の定義『新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。）』については、改正前の「新型インフルエンザ等対策特別措置法 附則第1条の2」の文言を引用している。（下記参照）

（参考）改正前の『新型インフルエンザ等対策特別措置法』（抜粋）

附則第1条の2（新型コロナウイルス感染症に関する特例）

新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。第三項において同じ。）については、新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律（令和二年法律第四号。同項において「改正法」という。）の施行の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日までの間は、第二条第一号に規定する新型インフルエンザ等とみなして、この法律及びこの法律に基づく命令（告示を含む。）の規定を適用する。

3. 施行期日

公布の日から施行する。

○大牟田市国民健康保険条例新旧対照表

現行	改正案	備考
<p>付 則 (新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金)</p> <p>第2条 給与等(所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与(健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。)を除く。以下同じ。)の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症(以下「新型コロナウイルス感染症」という。)に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。)は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。</p> <p>2及び3 (略)</p>	<p>付 則 (新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金)</p> <p>第2条 給与等(所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与(健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。)を除く。以下同じ。)の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき(新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))である感染症をいう。以下同じ。)に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。)は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>付 則 この条例は、公布の日から施行する。</p>	

《参考》

新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金について

現在、大牟田市国民健康保険においては、新型コロナウイルス感染症について、さらなる感染拡大をできる限り防止するため、労働者が感染した場合に休みやすい環境を整備することが重要であることから、会社等に雇用されている被用者のうち、新型コロナウイルス感染症に感染した者等に傷病手当を支給する規定を設けています。

この規定については、大牟田市国民健康保険条例の付則第2条において、「新型インフルエンザ等対策特別措置法 附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症に感染したとき…、傷病手当金を支給する。」としているところです。

しかしながら、今般、国において、新型コロナウイルス感染症に係る対策の推進を図るため、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」が一部改正され、附則第1条の2の規定が削除されたことから、本市国民健康保険条例の一部を改正するものです。

この改正は、国の規定が変わることにより、本市国民健康保険条例の改正を行うものですが、適用される対象者や支給額等については、改正前と変わるものではありません。

【対象者】

被用者（給与等の支払を受けている者）のうち、新型コロナウイルス感染症に感染した者、又は発熱等の症状があり感染が疑われる者。

【支給対象となる日数】

労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち就労を予定していた日

【支給額】

1日当たりの支給額（直近の継続した3月間の給与収入の合計額÷就労日数×2/3）×支給対象となる日数

※ただし、給与等の全部または一部を受けることができる額が、上記により算定した額を下回る場合のみ差額を支給。

また、2/3に相当する金額が30,887円を超えるときはその金額（上限）。

【支給期間】

支給を始めた日から1年6月以内

【適用期間】

令和2年1月1日～令和3年3月31日（2月現在）